資料１

令和６年11月27日(水)
令和６年度第１回
沖縄県国民健康保険運営協議会

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱の一部改正について

沖縄県 保健医療介護部
国民健康保険課

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱の一部改正について

1　改正案

別添「沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）」のとおり

2　改正の経緯及び必要性

令和６年度の沖縄県行政組織の改編等に伴い、部署の名称を改める必要がある。

3　改正案の概要

⑴　協議会の庶務を行う部署の名称を改める。（第２条関係）

⑵　「前項に規定」を「前項の規定」に改める。（第７条関係）

⑶　この要綱は、協議会の議決の日から施行する。（附則）

4　根拠法令

⑴　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第１項

⑵　国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号）第３条及び第10条

⑶　国民健康保険法施行条例施行規則（平成30年沖縄県規則第45号）第２条第９項

5　添付資料

⑴　沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

⑵　新旧対照表

国民健康保険法

第十一条　国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

国民健康保険法施行条例

第三条　法第 11 条第１項の規定により設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、沖縄県国民健康保険運営協議会とする。

第十条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

国民健康保険法施行条例施行規則

第二条

９　その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、国民健康保険法施行条例施行規則（沖縄県規則第 45 号。以下「施行規則」という。）第２条第９項の規定に基づき、沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（開催通知）

第２条　会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

２　委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療介護部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。

（委員欠席の取扱）

第３条　委員が協議会の会議に出席できないときの代理出席はこれを認めない。

２　委員が協議会の会議に出席できないときは、あらかじめ通知のあった事案について文書をもって意見を述べることができる。

（会議の公開）

第４条　協議会の会議は公開とする。

２　前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は協議会の会議に諮り、当該会議を公開しないことができる。

(1) 協議会において、沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）第７条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合。

(2) 会議を公開することにより、協議会の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合。

（公開の手続）

第５条　前条の規定による公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行い、会場には一定の傍聴席を設けるものとする。

２　前項の場合における必要な手続等については、会長が別に定める。

３　運営協議会の会議の開催にあたっては、あらかじめ、県ホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

（議事録の作成）

第６条　会長は、協議会の議事について議事録を作成しなければならない。

２　議事録には、会長が指名する委員が署名するものとする。

（議事録の公開）

第７条　協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。

２　前項の規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

附　則

この要綱は、議決の日から施行する。

新旧対照表

沖縄県国民健康保険運営協議会運営要綱　新旧対照表	
改　正　案	現　行
（開催通知） **第２条**　会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。 ２　委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療介護部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。	（開催通知） **第２条**　会長は、協議会の会議を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された協議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。 ２　委員が招集に応ずることができないときは、あらかじめ協議会の庶務を行う沖縄県保健医療　部国民健康保険課へその旨を届け出なければならない。
（議事録の公開） **第７条**　協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。 ２　前項の規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。	（議事録の公開） **第７条**　協議会の会議の資料及び議事録は公開するものとする。ただし、非公開又は一部非公開とした会議の資料及び議事録については、この限りではない。 ２　前項に規定による公開については、県ホームページへの掲載により行うものとする。

令 和 ６ 年 度 組 織 編 成 の 概 要

令和６年３月

総　務　部

２　令和6年度組織編成の概要

(2)　部等の組織編成の概要

以下の改編を行うため、令和５年11月定例会に「沖縄県部等設置条例」の改正に係る議案を提案し、全会一致で可決された。（令和６年４月１日施行）

ア　こども未来部を新設し、子ども生活福祉部を生活福祉部に改称する。

イ　平和行政を知事公室へ移管する等の部をまたがる事務の移管を行い、部の再編を行う。

ウ　保健医療部を保健医療介護部に改称する。

エ　知事公室、企画部及び商工労働部の分掌する事務を整備する。

部の再編

令和５年度　知事部組織図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
知事公室	総務部	企画部	環境部	子ども生活福祉部	保健医療部	農林水産部	商工労働部	文化観光スポーツ部	土木建築部

令和６年度　知事部組織図

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
知事公室	総務部	企画部	環境部	生活福祉部	こども未来部	保健医療介護部	農林水産部	商工労働部	文化観光スポーツ部	土木建築部